# 近代政治史料収集の歩み 二

重 野安繹と編年史編 修 0) 中止

桑 原 介

児島に生れた。父直慤は元商であったが、阿波藍を製し国 産とした功により、郷土に列したというから、その出自は 重野安繹は薩摩藩郷士重野直慤の子として、 文政十年鹿

当時の儒官は古賀茶渓、佐藤一斎、ついで安積艮斎であっ た。嘉永元年(廿二歳)江戸に上り、昌平校に入学した。 寄往こ(くとうじのすけより)という最下級の助手になっ 微賤ということになろう。 十三歳の時藩学造士館に入り、十六歳で造士館句読師助 在学七年にして舎長となるが、舎長とは昌平校書生寮

> ばれた。 に三人扶持が支給せられ、故参にして学問名望ある者が選 の自修を目的に置かれたもので、長と助と各一名あり、 藩主島津斎彬の命により、昌平校を退いて造士館訓導師

**賀精里の門に出で学者としても著名であるが、致仕して後** となったのが安政元年二十八歳の時であって、校合方詰を 愛すること渇するがごとしといわれた程学才ある者を可愛 は当代の名家と社を結び風流韻事を事とした。簡堂は才を 山)、小児は重野厚之丞(安繹の名)と評したというから、 がったが、 特に重野の才を 認め、 大児は 佐久間修理 命ぜられて芝の藩邸に勤務した。幕府の世臣羽倉簡堂は古

せず友待したという。 息軒、塩谷宕陰等の知を得たが、この両者も敢えて後進視その評価の程が知られる。重野はこの簡堂を介して、安井

学に培われたことは間違いない。 既にこのような学風一変の気運の中で勉学した重野が、朱 学の影響があった。阮元往三の選集になる考証学の集大成 なった。この趨勢にもう一つ加速を加えたものに清の考証 あっては学界の錚々は挙げて折衷、古学を指向するように 門客であった松崎慊堂は古注を折衷した学者であって、そ 者であり、 とき表面は朱子学とされたが、内実は陽明学を捧持した学 ゆるんだ。重野が入学した当時の昌平校儒官佐藤一斎のご 政から六十年、幕府の威権の衰えると共に幕学の制規も亦 もなく本邦朱子学の本山である。 このようにして形成されたのであろう。 傾倒し、考拠を宗とするようになった。 子学を離れて古学に心を 寄せたのは 自然であって、「其の 子学の大打撃となって、弘化嘉永の学風になったという。 - 皇清経解」四百八十冊が天保初年に舶来され、これが朱 門から出た安井息軒、塩谷岩陰に限らず、幕府の末造に 一野が学んだ造士館は朱子学であり、昌平校はいうまで (朱子学) を厭ふて古学に入りしは遊学時代に在り」 安積艮斎はその一斎に従学している。又林家の 維新後東京に移住して後も、いよいよ古学に 従って重野の学問が朱子 しかし、異学を禁じた寛 重野の考証史学は

> 史」(注巴の編著すらある程である。 久光は好学自らも頗ぶる国史に通じて、晩年には「通俗国年史編纂に着手した。これは島津久光の命によるもので、年史編纂に着手した。これは島津久光の命によるもので、編元治元年、三十八歳の時、藩の編纂主任を命ぜられ、編

学の樹立に尽した重野の修史に手を染める始 ま り で あっ学の樹立に尽した重野の修史に手を染める始 ま り で あっ本紀列伝を編年体に改編したものであり、生涯を修史と史が薩摩藩の「皇朝世鑑」であって、これは「大日本史」の重野を主任とする編纂スタッフが慶応元年に完成したの

長松幹と交代して局長になった。諸職を移った後、八年修史局副局長となり、同年九月にはっとなった。時に年四十五である。翌年太政官に転じ、転々明治四年、重野は東上して官途に就き、文部省八等出仕

\_

であってこれには一つの理由があった。それは、明治新政国史編修の国家的事業に拱手傍観したとは解し難いところれたのであるから、一見これは自然なように見受けられるた。修史は六国史の後を継ぐとされ、文体は漢文が想定さた。修史は六国史の後を継ぐとされ、文体は漢文が想定さた。修史は六国史の後を継ぐとされ、文体は漢文が想定されたのであるから、一見これは自然なように見受けられるが共漢学系であり、漢学者だけの天下になった観があった。それは、明治新政を対したとは前の場合で表示とは前の場合で表示とは前の場合で表示とは前のであってこれには一つの理由があった。それは、明治新政を表示といる。

このことは後に思わぬ因果を結ぶことになったようであような事情から修史事業は漢学者のみの陣容となったが、して教化運動に携わった事実が指摘されている(注当)。右の政官の上位とされ、国学者はその神祇官に入るのを名誉と発足に当り、復興された大宝令の官制に做った神祇官が太

乙科は重野安繹、藤野正啓であった。ある。第二局甲科の編修官は川田剛、依田百川であり、同復古記編修に専念した第三局甲科の結末は既に見た通りでさて、鼎立した三派は夫々その成立の事情を異にした。

長ずる所」(在さとされている。
長ずる所」(在さとされている。
という、文を藤森弘庵に問うた。藤森塾の依田百川と生史を学び、文を藤森弘庵に問うた。藤森塾の依田百川と生史を学び、文を藤森弘庵に問うた。藤森塾の依田百川と生川田剛は備中の人、江戸に出て古賀茶渓、大橋訥庵に経

**謀宛の商議(前回第三節参照)にあるように、その前年の川田の修史の着手は、明治七年の文部省から太政官歴史** 

Ļ Ļ 史」のごとく記録的に謹厳に編纂せんとし、 ろである(注七)。 外史」のごとく文学的に文章を美にすることを意としたと とする川田派 来の史伝を評しているが、これは暗に歴史趣味的に行こら り」と主張して、「小瀬甫庵の太閤記、 世官封建廃して秘籍始て出で、旧史の妄謬を正すを得た 史乗は概ね文士鼓筆の虚誕に属し、 職能的個人業を退けるのは当然のことであって、 に基礎を置き、 章においても川田に少しも退けをとらかった重野は、 そのように解したとしても無理からぬところであろう。文 0 は仕事を抱えて歴史課に移り、 を一手に受け合うたに始まる。 六年四月に文部省から月三百円の手当を受けて、 職能的な作業に解したと見られる。 修史に対しては全く所見を異にした。学者として考拠 是に於て民間に軍談演史日月益々繁く」と手厳しく在 当代一の文章家を以て自他共に許した川田が、 右の経緯から想像すれば川田は編修事業を多分に個 重野の協力者であった久米邦武の回想に語られるとこ 世俗に入易く、 へ の 修史は考証に重きを置いた重野が、 批判に通じた。 作者世禄を博し、 これが第二局甲 この時の商議によって川 要するに重野は 文献徴するに足らず、 小幡景憲の 甲陽軍 文章を最も得意と 或は著作 Ш 田 は 「流伝 国史編 0 「大日本 لح 利を享 川田 修史を 成 日本

英国公使館一等書記見習として渡英する末松謙澄に「本英国公使館一等書記見習として渡英する末松謙澄に「本英国公使館一等書記見習として渡英する末松謙澄に「本英国公使館一等書記見習として渡英する末松謙澄に「本

争ノ大綱ヲ紀編スルモノニシテ、全国経済ノ盛衰スル所 以 傚ヒ、歴史ノ体ヲナス如シト雖モ、歴代治乱政体制度戦 修業ノ者之ナク、其体裁義例ヲ観ルヘキ翻訳 書 モ 之 ナ 編纂ノ正体ヲ得ガタクト存候、 テハ、支那歴史トイヘドモ未タ綜理詳悉ニ至ラス、 ニシテ、日本史ニイタリ初メテ史記漢書以下紀伝 敗スル所以、 修史ノ儀ハ年々稿本上申仕候通リ専ラ史科採輯中ニ有 風俗宗教ノ汚隆スル所以、 歴史編纂ノ体裁義例ニ至ツテハ未タ確定イタサス候 我六国史初歴世ノ史乗ハ概シテ起居注実録等ノ体裁 左ノ通被仰付度此段上申仕候也 一欠事ト存候間、 一般人民利害得失ノ関係スル所以ニ至ツ 欧州歴史ノ体裁義例ヲ研究参酌セスンバ 此度英国へ 差遣サレ 動植物産農工商賈事業ノ 然ルニ欧学書生歴史専門 候末松謙澄 ムノ体ニ 今日

去った上、西洋の歴史学を研究参考しなければ、編纂の正見れば明瞭であって、彼は在来の史体をことごとく否定し重野が当時編修事業に対して抱いた見解はこの上申書を

1879. を著述して、その求めに応じた。 この費用記事が左Zerffi に委嘱した。 ゼルフィは The Science of History, 渡英した末松は英国の史学者ゼルフィ George Gustavus体は得られないとしている。(注九)

# 〇十二年六月二日

大蔵省へ達

の通り太政類典中に記録されている。

翻訳稿本「史学」は公刊されることはなかった。 見ず、実際に完訳されたのは明治二十年のことであって、 (注一)に委嘱した。 しかし、その翻訳は短時日には完成を 翻訳者も中村ではなく、嵯峨正作であった。且つ又、 修史館所用ノ史論英国ニ於テ同国人 修史館は送付されて来た原書の翻 訳 を 早 速 磅太政官額外常費増費トシテ渡方可取計此旨相達候事 ス)へ著述依嘱ニ付著述料并印刷費トモ凡積英貨二百十 F ク **\** 中村 ル ゼ 正 フ

ッヒ・リースの招聘を待たねばならなかった。学に史学科が新設され、西洋史学の教師としてルードウイが真に我が国に紹介され根づくのは、明治十九年、文科大が真に我が国に紹介され根づくのは、明治十九年、文科大の事情では折角のゼルフィ史書も、実際の修史館編修

治十四年のことであったろうと思われる。この諮問の背景 ではあるまい。 を考える時、当時全国津々浦々を席捲した民権運動と無縁 ゆるめることは許されなかった。三条総裁から正史編修の 西洋史学の援用は間に合わなかったが、編修作業の歩を 川田にあったのは、 その後の推移から見て明

らぬとして、そのための準備不充分を挙げたようだが、 可として史料のままで他日を待つべしとした。川田の非編 制は改正され、重野は編修長となってその指導権が確立し わせて、この理由はいささか撞着するように見える。 田が最初文部省から国史編修を受け合った経緯と照らし合 この諮問に対して重野は編修を可とし、川田は編修を不 いずれにしても、非編修を主張した川田は宮内省に去 川田派が潰え去って、明治十四年十二月、修史館の職 勅撰史である以上瑕瑾なきものであらねばな Ш

重野が結撰に当るという体制であった。 知貞馨、星野恒の四名で、 の編修スタッフ(編修官)は、久米邦武、 明治十五年、「大日本編年史」の編修が開始された。こ この四名が分担起稿し、編修長 藤野正啓、 伊地

新編年史は水戸の「大日本史」を準勅撰と見なし、それ

漢文とした。 朝合一(明徳三年 を継ぐこととなった。「大日本史」 (文保二年 一三一八年)に起筆することになり、 叙述の都合上、 一三九二年)以後で良いことに 南北朝時代の初め、後醍醐天皇の即位 を継ぐとなれば、 なる 南北

となった。 の重複を生ずることになり、これが思わぬ事端を開くこと 右のいきさつから「大日本史」と新編年史は約七十余年

とあって明治二十年までに成稿出来の予定に なってい 十七年十二月ョリ二十年中マテ三次ニ成稿上進云々 この年十二月に修史館より提出された上申によれ 従来採集ノ史料ヲ補足増訂シ悉ク之ヲ編年史ニ綴リ、 テハ新ニ史料ヲ採集シ、其以後慶応三年大政奉還マテ 本館将来ノ功程ヲ予算シ後醍醐天皇即位ョリ南北

出された「編年史及史料編成再度予算書」では次のように っている。 実際はその通り進捗しなかった。 その理由を十八年に提

た。

正ヲ加へ事蹟増多シ、 第一諸方ヨリ貴要ノ旧記古文書陸続相集リ、因テ再修補 上リ候へハ皆成ニテハ四千余冊ニ相成リ可申、 ノ予算二千八百冊ノ処、 実際取掛候へハ最初ノ見込トハ相違 巻帙モ随テ浩澣ニナリ、 本年マテニテ既ニ二千六百冊 ノ廉モ少カラス、 編年史モ 史料皆成

匹 フヘシ云 十冊ノ見込ノ処、 成稿ニ及ヘリ、 此割ナラハ皆成百五十余冊 本年マテニ年数二百十年分既ニ

0

タレハ、形勢事実殆ント面目ヲ変シ タル旧記古文書夥敷集リ、 テ誤謬モ多ク、補 更に右の理由を具体的に述べて左のようにい 本ツキ旧記古文書類ハ僅ノ部数ニ過キス、 ニ倣ヒ、 ノ花園帝、 大日本史編修ノ時マテハ引用書ニ乏シク、 ハ九州マテノ逸事ヲ増多シタルコト、 記事節略ニ過キタルヲ以テ遺漏少カラス、 光厳帝御記ヲ始メ、諸藩諸家及社寺ニ蔵シ 正竄削ニ労シ、 上ハ朝廷ノ秘議ョ 之ニ加フルニ伏見宮秘 且漢史ノ体 Ŋ ってい 大率太平記 東ハ陸 る。 随

た「太平記」に多くの問題点があることが発見された。結 史」の記事とに齟齬を生じ、 仔細に考証した結果は、史料の記録日記文書類と「大日本 の史料が新ためて採集されることになった。 になり、その期間に当る後醍醐天皇即位より南北合一まで すると次のような問題の展開を見たのであった。 編修の初期の状況を見たわけであるが、事実の経過を要約 とある。以上は修史館の禀告を借りて着手された編年史 「大日本史」と新編年史は約七十余年間が重複すること 特に「大日本史」が典拠とし 史料収集の上

論として「太平記」は語り物のあとがあり、

記事に捏造談

しかし、

翌十九年一月、

修史館は廃せられ

内閣

が置かれ、

従前の修史事業を継続することにな

混入し事実とは信じ難いということになった。

なる人物は架空の人物なりという結論をくだした。 記事九条を検討していずれも前後矛盾する点を指摘 演題でこの問題を取上げ、「太平記」 は明治二十三年五月の史学会席上において「児島高徳」の 題詩、 虚構とされた中には、 楠公の桜井駅の訣別等が虚誕と断定された。 楠公の楠木の夢、 に見える 高徳関係 児島高徳の桜

当路者は大いに悪感情を抱くに至った。 て抹殺博士と呼び、決闘状を送りつける者すらあったとい 人が驚倒したことはもちろん、 太平記」は幕末勤王運動の宝典の一つであったか 維新の功臣である在朝の 世間は重野を称し b

# 五

可相成哉」と伺われて承認されて 明の裏には卒業催促の強い要求があったろうことを窺わせ 見込ニ候」といっている。予定遷延の弁明ではあるが、 年ト功程果敢行候証跡顕然相見ニ候へへ、今後四年ノ功程 実際ニ着手シ、 ハ以前四年ノ功程ニ倍スヘク、来ル二十二年中ニハ卒業 十八年十二月提出の先の予算書は、 この時の内閣書記官議按では 追々目的相定マリ各員事業ニ慣熟シ、 「実際無拠儀ニ付御聞置 末尾に「最早四年

その事務は帝国大学に引継がれ、 名称の「臨時修史局」とは名は体を表わすというべきか、 一年を経た二十一年十一月、又々臨時修史局は廃せられ、 実に目まぐるしいまでの組織、 臨時編年史編纂掛となっ 職制の変更である。新

閣議に提出された案にいう

置カレ、今日マテ右編纂ニ従事シ来リタル儀ニ有之、 月内閣更革ニ際シ、 史館ヲ置カレ、 史局ヲ廃セラレ、 史科設置ヲ必要トスルノ議アル趣ニ付、 右編年史編纂事務完了ノ上ハ、更ニ何分 無之モ、多年着手ノ編纂事務ヲシテ中途廃絶ニ帰セシ 論右等編史ノ事業ハ内閣ニ於テ管理セラルヘキ ハ惜ムへキニ付、 臨時修史局 同八年始メテ修史局職制ヲ定メラレ、 挙両得ノ策ニ可有之歟云々 ノ儀ハ明治二年編史総裁ヲ置カル 爾来国史編纂ニ従事シ、 同局 特ニ臨時ノ称ヲ冠シ同局ヲ置 ハ都テ帝国大学ニ属セラ ノ評議 十年改 、二創 可 相 カ 成

提出された国史科新設の上申書である。 趣意ナリ、然ルニ別紙参照書ノ通近時帝国大学ニ於テ国 纂ノ事業ヲ継続セシムル為メ、更ニ内閣ニ臨時修史局ヲ 右にある別紙参照書とは前月帝国大学総長渡辺洪基 一挙両得の策ということで大学に移されることにな 従来着手ノ元弘建武以来ノ編年史編 ここにおいて修史 去ル十八年十二 幸ニ此際臨時修 モノニハ メテ修 から 勿 4 IV.

> 事 雑誌」(後の「史学雑誌」) た。明治二十二年に史学会が創立され、 証史学派が専心して来たことと軌を一にするところがあ した。つまるところ、 の書目を調査すべき事、口此方法を公文書等に及ぼすべき 史学界に要望して、分上古以来徳川幕府に至るまでの記録 格的な西洋史学が紹介されたのである。リースが当時の我 が招聘され来日した。このリースによって初めて我国に 十年四月に、 厄介払いという印象は拭えない。 文科大学に史学科が開設されたのは明治十九 外国人教師 ルードウィッ | 巨是等の材料の学術的研究を試むべき事(注!!)を強調 重野、久米、 藤野正啓は二十一年二 星野は文科大学教授となった。 リースの要望はこれまで重野等の考 を発行、 ヒ・リース Ludwig Riess ちなみに伊地知貞馨は一 会長に重野が推され 月に夫々没している。 機関雑誌 年のこと 体のよ

が、

これもリースの慫慂に依るという。

国家主義者であり、国家主義の勢焰は一時に力を得て、 化主義はその反動が来た。 が改正実現の方便として欧化主義を唱導したことは、 いわゆる鹿鳴館時代を現出して有名である。 明治二十年、井上案が世論 条約改正 は明治政府最大の難件であって、 井上案反対の前面に立ったのは 0 前におしつぶされると、 外

(注111)。 発されて、 その種の団体、 雑誌、 刊行物等 が 続 出 し た徳、習慣等の尊重が叫ばれ、勢い歴史趣味、回顧趣味が誘に対しては国権回復、内に対しては固有の精神、信仰、道

あり、翌二十三年十月の教育勅語の渙発、そして十一月に長されもした。即ち、明治二十二年二月に帝国憲法発布がこの時期は又国家意識が昂揚する条件も揃い、それを助

当然のなりゆきであった。られよう筈がない。むしろ激しい抵抗と摩擦を生じたのはられよう筈がない。むしろ激しい抵抗と摩擦を生じたのはこのような情勢下で考証史学派の歴史批判が素直に迎え

第一回帝国議会が開かれる。

た

あり、 である。 明治二十年になると情勢が一変したことは先に触れた通り であり、史学協会を興す所以だとした。 す不体裁を止め、自国語を以て体裁ある史典を編纂すべき を述べて、本邦の歴史は醇雅なる国語あるにかかわらず歴 丸山作楽を挙げた。 朝漢文を以て編成されて来た。このような他国語を以て写 華やかな時期と重なり、 史学協会雑誌」は明治十九年に廃刊している。欧化主義 派が史学協会を興したのは史学会より早く明治十六年で 国学派はそれまで傍観を事としていたわけではなく、 会長に副島種臣、 丸山は創会席上、史学協会創 副会長に谷干城、そして会取締に 時を得なかったこともあろう。 しかし、機関雑誌 立の主旨 そ

て、むしろ外人に編纂させるに如くはない云々」と反駁しば、これ世界史の如く、国家思想を度外視するものであっせず、至公至平の心を以て国史を編纂すべしという なら国史を書くべきである。もし自国を偏愛せず、自己を偏愛国史を書くべきである。もし自国を偏愛せず、自己を偏愛国史を書くべきである。もし自国を偏愛せず、自己を偏愛国史を書くべきである。もし自国を偏愛せず、自己を偏愛国史を書くべきである。

厚なるを感謝する」との回答を史学会雑誌(注一三)に掲載 愛を自分等に及ぼし、史学会を完全堅固にせんとの意思深 るから、自分は深く論者の国家に忠愛にして、 呼して国家的思想を唱えて余輩を警醒しようとしたのであ である。 情の常であって、これに反するは不公不平であり、 ろに当時の時代背景を見ることが出来よう。 倒錯謬此くの如きの甚しきに至らんや、 これに重野は答えて、「自国を愛し、 史学界の大家が丁寧理義を尽して釈明これ努めたとこ 一匿名子の凡そ言葉尻をとらえた幼稚の投書 に 対し 我国家目前の形勢の危急なるを憂慮して、大声疾 論者は誠に愛国 自己を愛するは 併せて其 豈に顚

+

米邦武の「神道は祭天の古俗」論である。それが史学会雑当時の全国に漲る保守的時代風潮に一石を投じたのが久

としたものであった。 としたものであった。 神道は はに連載されたのは明治二十四年のことであった。 神道の ただ天を祭り、 攘災招福の祓をなすまでのもので、朝廷のただ天を祭り、 攘災招福の祓をなすまでのもので、朝廷のただ天を祭り、 攘災招福の祓をなすまでのもので、朝廷の ただ天を祭り、 攘災招福の祓をなすまでのものであった。 神道は はしたものであった。 神道は

記事を書き添えた。 記事を書き添えた。 記事を書き添えた。 に転載し、神道家には挑発ととれる紹介 大いに共鳴した田口卯かなかったらしい。ところが論旨に大いに共鳴した田口卯かなかったらしい。ところが論旨に大いに共鳴した田口卯 この論文が史学会雑誌に登載された当初は余り注目を引

すら生じた。 者は、新聞、雑誌に論難の筆を揃え、直接の行動に出る者 有の波瀾を惹き起すこととなって、神道家を初め国家主義 専門の学術雑誌掲載の一論文が社会問題に発展し、未曾

上黙殺することが出来ない」と難じたに対して、久米は決敬、我国体を毀損し、国民の歴史を侮蔑するものである以難者は「かりに学者の一家言であるにせよ、皇室に対し不掛け論難五時間に及んだ。その問答が「大八洲雑誌」巻六掛け論難五時間に及んだ。その問答が「大八洲雑誌」巻六出に開進、藤野達二、羽生田守雄の四名は久米の自宅に押し郷貞雄、藤野達二、羽生田守雄の四名は久米の自宅に押し郷貞雄、藤野達二、羽生田守雄の四名は久米の自宅に押し郷貞雄、藤野達二、羽生田守雄の四名は久米の自宅に押し郷貞雄、

いっ。 ではなく、「むしろ皇室の尊厳を発揮する 意図をしてそうではなく、「むしろ皇室の尊厳を発揮する所であるから一神教の真旨に叶い、自分尊敬せしめることが出来ない。ところが賢所は天津神即ちらと思うに、我国の神道は多神教に類し、多神教は欧人を有するもので、その理由は賢所を外国使臣にも参拝させよしてそうではなく、「むしろ皇室の尊厳を発揮する 意図をしてそうではなく、「むしろ皇室の尊厳を発揮する 意図を

V

まれる。 このような付会した説明で神道家連を納得せしめ得る筈 このような付会した説明で神道家連を納得せしめ得る筈 このような付会した説明で神道家連を納得せしめ得る筈 このような付会した説明で神道家連を納得せしめ得る筈 このような付会した説明で神道家連を納得せしめ得る筈 まれる。

がない教育勅語が持ち出されたようである。 資長、金鑽宮守は宮内省に、先の藤野、羽生田、臼井益二の三名は内務省に、倉持、本郷の二名は文部省に、夫々、の三名は内務省に、倉持、本郷の二名は文部省に、夫々、の三名は内務省に、倉持、本郷の二名は文部省に、夫々、の三名は内務省に、倉持、本郷の二名は文部省に、夫々、

に、「神道者諸氏に告ぐ」の一文を三月十二日の都下新聞になった田口は自分の雑誌に久米擁護の論陣を張ると共右のように非難攻撃が久米に集中したに対して、火付役

びて久米氏を迎え、共に真正の事実を世に顕わすことを 究せるは神道者に多しと推定したればなり。神道者は喜 勉むるなるべしと信じたればなり。…… するありと認めたればなり。神代の諸事を最も綿密に研 は何ぞ、余は我邦神代の諸事は尚十分に研究の余地を存 上其意見を表白せしめんことを望めり。然る所以のもの し所なりき。是を以て之を我史海に掲載し、世人をして れたる一文は実に古人未発の意見にして余の最も敬服せ 一読せしめんことを欲し、特に神道者諸氏をして熟読の 久米邦武氏が 「神道は祭天の古俗」と題してものせら

在天神」(かむながら 免れることは出来なかった。この当時の国家主義雑誌「随 ろではなく、神道家、 なきに至らん云々、と久米排撃運動を難じた。 するは国体紊乱なりとせば、有識の人物、 する間に発揮さるべきもので、 のではなく、広く人種、風俗、 平田等の如く古事記の語義のみを攻究することにのみある に不敬なりや。皇室を敬し国家を愛するとは、彼の本居、 るものとするが、古代史の研究に新説を出せば何故に皇室 孤軍奮闘の田ロ一人を以て沸騰する世論を鎮め得るとこ 然るに、神道者諸氏は、皇室に対し不敬の文字を陳列す 国家主義者の鋒先は、重野、 又、旧説の外に新説を発表 言語、 器物等について研究 には久米論文排撃 古史を繙くこと 星野も

惟神学会発行)

質ス」を邪説と決めつける長大の反論が見られる。 載論文「本邦ノ人種言語ニ付鄙考ヲ述テ世ノ真心愛国 運動が巨細に報ぜられているが、 について執拗に食い下がられ、星野の同じく史学会雑誌掲 重野は「国史眼」(注一四)

かった。 大学教授久米邦武が非職となったが、それだけに止まらな も三月四日に発売禁止の処分を受け、 誌」二十三、二十四、二十五号及び「史海」八号がいずれ 一神道祭天古俗論」の起した波紋は、 その翌五日に、文科 雜誌「史学会雜

## 八

通 料を材料に 編修作業を 重ねて得た 編年史料が 四千六百余 込みを示すものであり、得るところの史料、文書が六六六 掘調査の必要を痛感した重野等の編年史撰修に対する意気 の史書が誤謬の少からぬことに照らして、 九州地方に史料採訪に出掛けている(年1五)。 いずれも既 掌記一名と共に京畿地方の史料を採訪し、文書一八三八五 種六二巻を得た。翌十九年八月から十二月にかけて星野は 料、文書八〇八九通、 料探訪の行脚八十一日間を費やし、その間得るところの史 明治十八年七月、重野は掌記三名を帯同、関東六県に史 旧記三七三巻一一四〇冊を得ている。 書籍が七八六三冊に及んだ。そしてこれ等新収史 書籍七六七部一五七七冊、 新たな史料の発 久米もこの 系図五

冊、編年史稿が百余冊に達した。

ようである。 を関して蓄積された編年史編修の業績は右の通りであった 際の史料と史稿、明治十五年に編修を開始し、十年の歳月 明治二十四年四月、いよいよ編年史を刊行しようとした

反感と非難の四面楚歌中にあって、敢然として刊行に踏をあるうし、また重野の自信の然らしめるところでもあったまた業績挙がらずの非難に、敢えて応えようとしたことみ切ろうとしたことは、既に完成予定を二年超過したこと み切ろうし、また重野の自信の然らしめるところでもあって、敢然として刊行に踏 反感と非難の四面楚歌中にあって、敢然として刊行に踏

を史事業は終止符を打たれたわけである。 となった。先に久米が追放され、ここに至って旧修史館の に、「神道祭天古俗論」の渦中に久米は非職となり、宿願 の編年史刊行が画餅に終ったばかりでなかった。明治二十六年 四月十日、史誌編纂事業停止の命があり、同時に帝国大学 四月十日、史誌編纂事、明治二十四年三月臨時編年史編纂書は史 は、北京、田野、上の一部である。

毅である。井上は文相就任直後の三月二十九日次の請議をこの修史事業に最後の断を下したのは時の文部大臣井上

している。

理由ヲ陳へ閣議ヲ請フ帝国大学ニ属セル修史事業ヲ改革セントスルニ付左

二十年間尚其成績ノ観ルヘキモノナシ是レ其改革スヘキシ古文書ヲ検探シテ事蹟ノ考証ヲ専ラニスト雖今ニ至テ ー然ルニ編纂着手以来ノ実蹟ヲ見ルニ当初ノ目的ト相反

理由ノーナリ

二ナリ
奇僻ノ嫌アリテ実用ノ道ニ非ス此レ其改革スへキ理由ノテハ漢文モ亦可ナリ政府ノ編修トシテハ漢文ヲ用ヰルハテハ漢文モ非ス又教育ノ用ヰル所ニ非ス故ニ一家ノ著述トシノ文ニ非ス又教育ノ用ヰル所ニ非ス故ニ一家ノ著述トシー・

ヲ可トス 故ニ帝国大学ニ属スル修史ノ事業ハ一旦之ヲ廃止スル

方法ヲ按シ編修其人ヲ得テ前日ノ方針ヲ変更シ織田豊臣但国史ヲ完備スルノ挙ハ仍必要ニ係ルヲ以テ更ニ他ノ

以来維新以後ノ編纂ヲ目的トシ国文ヲ以テ史体トスヘシ 異聞ニ渉ルモノハ録シテ国史考異トスヘキナリ其ノ詳節 従来蒐集シタル史料ハ更ニ撰択類編シテ世ニ公ニシ其 仍再タヒ考案スル所アラント

明治二十六年三月二十九日

文部大臣 井上

内閣総理大臣伯爵

伊藤博文殿

二点に要約されている。 として事績の考証のみに日を送り、未だ見るべき成績がな い。その二は文体を漢文に採るは今日実用に非ず。以上の 史事業廃止の理由として、その一は古文書の検探を事

薄弱であろう。現に重野は編年史の刊行を実行しようとし であって、真の理由は他にあろう。 由になるとはうべない難い。むしろ、 て、それが容れられていない。文体にしても事業廃止の理 しかし、挙げられた理由は修史事業廃止の理由としては それは名目的なもの

排除に外ならなかったことを直喩したに等しいであろう。 ている。明らかにそれは修史館史学、即ち重野考証史学の 係ルヲ以テ更ニ他ノ方法ヲ按シ編修其人ヲ得テ」といっ 請議は但し書において、「国史ヲ 完備スルノ 挙ハ仍必要 「大日本編年史」はついに日の目を見ること はなかっ それは現在七十冊往一〇本の写本が東京大学史料編纂

所に所蔵されている。

れから長く続く言論の冬の時代を予告するものであったろ は重野史学の挫折と解するだけでは済むまい。それは、 「神道祭天古俗論」を引金とした編年史編修事業の中止 (七九・二・二八)

注 一、薩摩藩学造士館の儒員の階級は、教授、 句読師頭取、句読師、 句読師助、 句読師助寄の順であっ 助教授、訓導師、

命じて経学研究書を収めた叢書「皇清経解」を編集した。 を経て、両湖、両広、雲貴の総督たり、両広総督の時、門人に 清の乾隆―道光年間、進士より累官して督学、巡撫

注四、『通俗国史』島津久光編 注三、「成斎先生行状資料」西村時彦編 岩崎宰刊 明治四五年三月

注五、『日本史の研究 第二輯』 三浦周行著所収「日本史学史概

注六、『漢学者伝記集成』竹林貰一編

注七、「余が見たる重野博士」久米邦武 「歴史地理」十七巻三号

注八、『大久保利通文書 第九』 所収 \_ 六 二 重野安繹

乱記②仏人クラセイの日本西教史③英人某の皇国史⑷中近世変 治十二年)の講演の中で、自ら挙げて(1)英人モンセイの薩摩叛 重野の西洋史学への開眼は 明治十一年二月六日 「国史編纂の方法を論ず」(明

乱記事(J漢訳の普法戦紀等としている。 因に(1は Mounsey, A. H. Satsuma rebellion: an episode of modern Japanese history. 1829. ②は J. Crasset Histoire de léglise du Japon 1689 である。

る。ゼルフィ史書翻訳原稿の一部、他の訳稿の所在不明注一〇、当館所蔵岩倉具視文書中に中村正直訳「史学 一」があ

リース 「史学会雑誌』第五号所収注一一、「史学会雑誌編纂ニ 付テ意見」 ドクトル ルドウキヒ・

は島津家始六家編輯員会合して興された「史談会」がある。「史海」「史談」「史論」「国学院雑誌」等があり、また団体中に注一二、この時期に 発刊を見た雑誌に「江戸会誌」「風俗画報」

共に「史学会雑誌」第一号所収重野安繹 「利国新誌ニ 載スル 草莽生ノ説ニ答フ」重野安繹注一三、「史学ニ従事スル 者ハ 其心至公至平ナラザルベカラズ」

編纂掛が追補刊行したもので、国史科新設にともない参考書と冊を明治十八年内閣修史局が補修し、更に明治二十一年編年史がパリ万国博覧会事務局の依頼により編纂した「日本史略」四注一四、稿本『国史眼』七冊 明治二十三年刊 明治十年修史館

して出版された。

注一六、『史料編纂所図書目録

写本九』中に

大日本編年史 久米邦武編重野安繹校訂 第一巻-第七〇巻

右のように記録されている。 大日本編年史 大日本編年史 大日本編年史 -第七〇巻 久米邦武・藤野正啓編 久米邦武編 久米邦武・伊地知貞馨・星 第 一卷一第二四 第一巻—第五巻 野恒等編 巻二十五冊 七十冊 七十冊 五冊

(くわばら・のぶすけ 主任司書)